

≪ 不均一課税申請書提出用チェックシート ≫

以下の事項を確認し、右側のチェック欄に「✓」を入れてください。

確認事項	申請者	伊勢市
■事前確認		
■不均一課税の対象かどうか。		
対象業種かどうか？（製造業、有線放送業等、農林水産物等販売業、旅館業）		
取得価額要件を満たしているか？（有線放送業等・農林水産物等販売業、または個人は500万円以上、製造業・旅館業は、資本金が1000万円以下は500万円以上、5000万円以下は1000万円以上、5000万円以上は2000万円以上）		
初年度の申請は、対象資産取得後、最初に到来する確定申告書の提出期限までに提出できるか？		
■記載事項確認		
■不均一課税申請書		
操業開始年月日には、対象資産の稼働開始年月日を記載しているか？		
土地を記載する場合は、取得後1年以内に対象となる家屋を着工しているか？		
償却資産は、対象資産（機械装置）のみ記載しているか？機械装置のみでは取得価額要件に満たない場合、構築物等も記載するものとする。		
■添付書類確認		
■確定申告関係		
提出後の法人税申告書別表一（確定申告書）の写しはあるか？電子申告の場合はデータ受付のメール詳細画面を添付するものとする。		
法人税申告書別表第十六「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し（個人の場合は、青色申告に係る減価償却計算書）はあるか？		
特別償却の附表（租税特別措置法第12条又は第45条関係）はあるか？同条の特別償却を受けていない場合は、理由書を提出するものとする。 ※		
■事業内容等確認関係		
事業内容に関する書類（パンフレット等）はあるか？ ※		
事業所（敷地全体及び工場等建物）の見取図はあるか？		
今後の設備投資についての年次別建設計画書はあるか？ ※		
製造業については製造ライン及び製造工程が確認できる資料、その他の業種は対象資産がどのような用に供されるか確認できる資料はあるか？ ※		
■償却資産関係（償却資産が対象である場合）		
対象償却資産を明示する配置図はあるか？配置場所がはっきりと確認できれば、事業所見取り図に記載してもよいものとする。		
■家屋関係（家屋が対象である場合）		
請負契約書等の写し（家屋の取得価額と契約日がわかるもの）はあるか？		
対象面積を求積できる図面（建築確認申請用の1/200の図面）はあるか？		
■土地関係（土地が対象である場合）		
売買契約書・登記簿謄本の写しはあるか？		
建築確認済証、家屋の請負契約書の写し（建物の建築着手年月日がわかるもの）はあるか？		
対象面積を判別できる図面はあるか？		
■産業振興機械等確認関係（伊勢市商工労政課にて事前に申請必要）		
産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写しはあるか？		
■最終確認		
■全ての書類について、各2部ずつあるか？		

※印の書類については課税課固定資産税係窓口にて作成見本をお渡しできますので、ご相談ください